

千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託に係る 入札説明書

1 募集の趣旨

千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条に基づき、千葉市（以下「本市」という。）が分別収集したプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品）について、今後、本市が事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けた再商品化計画に基づき、事業者がプラスチック資源の選別等の中間処理及び再商品化を行うものである。

今般、選別等の中間処理や再商品化に係る高度な施設を有する事業者から安定的な処理体制や環境配慮等について、創意工夫のある業務提案を受け、民間事業者の技術や能力を積極的に活用することを目的とし、事業者を募集するものである。

2 業務概要

（1）委託名：千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託

（2）契約期間：契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

準備期間：契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで

・再商品化計画作成等の認定を取得するための支援

・搬入経路確認等の準備

業務期間：令和9年12月1日から令和12年3月31日まで

・再商品化計画に基づく中間処理及び再商品化業務

（3）業務内容：「千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託仕様書」のとおり。

（4）委託限度額：454,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、委託限度額を超過した場合は失格とする。

（5）支払条件：月毎の完了払い

3 募集要領

（1）募集方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

(2) スケジュール

	内容	時期
ア	入札説明書等の公表日	令和7年10月6日（月）
イ	質問書提出期限	令和7年10月17日（金）17時まで
ウ	質問回答の公開日	令和7年10月24日（金）
エ	入札参加資格確認申請期限	令和7年11月4日（火）17時まで
オ	参加資格確認結果の発送日	令和7年11月6日（木）
カ	入札書類の提出期間	参加資格確認結果の発送日～ 令和7年11月11日（火）17時まで
キ	辞退届提出期限	令和7年11月11日（火）17時まで
ク	開札日	令和7年11月13日（木）
ケ	プレゼンテーション実施日	令和7年11月14日（金）
コ	入札結果の公表日	令和7年11月20日（木）
サ	委託契約の締結	令和7年12月中（予定）

(3) 選定方針

本市の職員で構成する「千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、業務提案書の内容（業務提案評価点）及び入札価格（価格評価点）の審査を実施し、業務提案評価点及び価格評価点の合計点が最も高い参加者を落札者として決定する。評価基準等は別紙【業務提案評価及び価格評価の評価基準】のとおりとする。

(4) 委員会等の構成

ア 委員会 市職員 5名

イ 事務局 千葉市 環境局資源循環部 廃棄物対策課 ごみ削減推進班

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043-245-5236

FAX 043-245-5624

e-mail : haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

(5) 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該業務提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- ②令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を取得していること。又は入札参加資格確認申請期限までに一般廃棄物処理施設の設置許可を申請中であり、取得見込みであること。その場合、設置許可証は、都道府県等への設置申請（受理印のあるもの）に代えることができる。
- ④本市がプラスチック資源を搬入する場所は、本市の人口重心地点から半径20km以内に位置すること。本市の人口重心地点は、東経：140.131386度、北緯：35.594018度とする。
- ⑤複数業者による連合体（以下「共同企業体」という。）等にあたっては、以下の条件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が前記①、②の要件を満たしていること。
 - イ 中間処理業務又は再商品化業務を受託する者は、前記③の要件を満たしていること。
 - ウ 代表構成員は再商品化業務を受託する者とすること。
 - エ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書等を締結していること。

オ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で入札に参加していないこと。

(6) 参加資格の喪失

参加申込者が、次に掲げるアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、本選定に係る全ての資格は喪失する。

ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 他の参加者の参加を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合
エ 公正な審査を阻害する行為があった場合
オ その他本市との信頼関係を損なう行為があった場合

(7) 入札説明書及び資料類の公表

ア 公表日

令和7年10月6日（月）

イ 公表方法

市ホームページに掲載。入札説明書、様式、資料類は必要に応じてダウンロードし、使用すること。

https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/pura_nyusatu_r7.html

4 質問受付及び回答方法について

本募集の内容等について不明な点がある場合は、「【様式1】質問書」に記載のうえ、次のとおり提出すること。

（1）提出先 「3 募集要領（4）イ事務局」宛てに電子メールで提出すること。電話及びファックスでの提出は受け付けない。また、メールのタイトルは「千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務委託事業者募集質問書（事業者名）」とすること。

（2）提出期限 令和7年10月17日（金）17時までに提出すること。

（3）回答方法 提出された質問に対する回答を市ホームページ上で公開する。その際は、事業者名を伏せたうえで、提出された「【様式1】質問書」の「質問事項」を転記し、それに対して回答するため、「質問事項」は公開される前提で作成すること。

5 参加手続き

（1）提出書類

ア 参加資格申請書【様式2】

- イ 構成員名簿【様式3】（共同企業体で参加する場合のみ）
ウ 協定書等（共同企業体で参加する場合のみ）
エ 誓約書【様式4】
オ 会社概要書（パンフレット等）
カ 履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）
キ 貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・個別注記表・株主資本等変動計算書の
写し（直近3年分）
ク 納税証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）
　・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
　・市税：千葉市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
　（令和5年度及び令和6年度分）
ケ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可書
（許可申請中の場合は受理書押印済みの申請書類とする。）
コ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可書
（許可申請中の場合は受理書押印済みの申請書類とする。）
サ 本市のプラスチック資源の搬入予定場所の所在地が確認できるもの
＊共同企業体で参加する場合、代表構成員はア、イ、ウの書類を提出すること。また、構成
員全員はエ～クの書類、及び受託業務の内容によりケ、コ及びサの書類を提出すること。

（2）提出書類の記入上の留意事項

ア 参加資格申請書【様式2】

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 構成員名簿【様式3】（共同企業体で参加する場合のみ）

参加企業の代表事業者、本業務での役割、名称又は商号、代表氏名、住所又は所在地を記載
の上、提出すること。

ウ 誓約書【様式4】

代表者印を押印の上、提出すること。

本委託契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

エ 各提出書類の作成上の注意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定め
る単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

記載内容が不明確で参加資格等を確認できない場合には、説明を求めることがある。

（3）提出部数　各1部

（4）提出期限　令和7年11月4日（火）17時まで

（受付時間：9時～17時 閉庁日を除く）

(5) 提出先 「3募集要領(4)イ事務局」宛てに郵送又は持参すること（郵送の場合は書留郵便に限る。）。

(6) 入札保証金 要する。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

6 参加資格確認結果の通知

提出書類等により、参加資格を確認し、令和7年11月6日（木）に参加資格確認結果を郵送により通知する。併せて、3募集要領(5)参加資格要件を満たしている者に対して、入札書類の提出を依頼するものとする。

7 入札手続きについて

(1) 入札書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

入札書類の提出を依頼された者は以下に掲げる様式を作成し提出すること。なお、業務提案内容に、準備期間における再商品化計画作成等の支援等の内容は含まないものとする。

(ア) 業務提案申請書 1部 【様式5】

(イ) 業務提案書 10部 【様式6】

(ウ) 入札書 【様式7-1】

(エ) 入札内訳書 1部 【様式7-2】

(オ) 委任状 【様式8】

(カ) 上記書類のデータを入れたCD-R：1枚

イ 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和7年11月11日（火）17時まで

ウ 提出先

「3募集要領(4)イ事務局」宛てに郵送又は持参すること

（郵送の場合は書留郵便に限る。）

(2) 入札書類の記入上の留意事項

ア 業務提案申請書 【様式5】

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務提案書 【様式6】

右上に「正本」「副本」の別を明記のうえ、正本1部、副本9部とすること。業務提案書には参加資格確認結果通知時に本市が指定する符号を用い、事業者が特定されないようにする

こと。以下の基本提案内容とその他提案する内容について、別紙「業務提案評価及び価格評価の評価基準」を参考に以下の構成で作成すること。

基本提案内容

- (ア) 本業務を遂行するに当たっての基本的な考え方について
- (イ) 再商品化の収率及び再生原料の品質並びに再商品化製品の利用について
- (ウ) 中間処理及び再商品化の業務工程（施設・設備の説明を含む）や残渣処理について
- (エ) 中間処理から再商品化までの各業務工程における、代表事業者、構成事業者、管理責任者、作業人員数などの役割や体制が一目で把握できる業務実施体制について
- (オ) 地域貢献や事業者独自の提案 ((ア)～(エ)と重複記載可) について

基本 提案内容	評価基準 対象No.	評価項目	形式	数量
(ア)	①②	事業運営能力・事業計画の具体性	A3	1枚
	③④	搬入場所及び搬入方法	A3	1枚
(イ)	⑤⑥⑦⑧	安定的かつ合理的な処理体制	A3	2枚
(ウ)	⑨⑩	環境配慮	A3	1枚
(エ)	⑪⑫	施設運営上のリスク管理		
(オ)	⑬	地域貢献	A3	1枚
	⑭	独自提案		
			合計	6枚

業務提案書は表や図を使用し、用紙1枚につき2,000字以内に取めるものとする。

業務提案書の内容を、プレゼンテーション用ソフト（Microsoft PowerPoint等）により作成したプレゼンテーション資料データ（15ページ以内とする）を使用して説明する場合は、当該資料データも提出対象とする。

ウ入札書【様式7-1】

入札書に本体価格を記載すること。

エ入札内訳書【様式7-2】

「千葉市家庭系プラスチック資源再資源化業務仕様書」3ページの表を参照のうえ、各年度のプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の処理量を記載すること。

また、再商品化費用については、プラスチック製容器包装は小規模事業者負担分を、プラスチック使用製品は全負担分を計上するものとして、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分は、入札価格に含めないこと。

提出時は、入札書と入札内訳書を同封し、(参考) 封筒記載例のとおりに記載し提出すること。

オ 委任状【様式8】(代理人が入札する場合のみ)

カ上記書類のデータを入れたCD-R：1枚

(3) 審査(開札及びプレゼンテーション)

審査は、提出された入札書及び業務提案書の内容と、提出者によるプレゼンテーションを踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア 開札及びプレゼンテーションの日程等

開札：令和7年11月13日(木) 千葉市役所(詳細は別途案内)

プレゼンテーション：令和7年11月14日(金) 千葉市役所(詳細は別途案内)

イ 開札は、代表者1名又は代理人1名が、事前に提出された入札書と入札内訳書の開封に立ち合うものとする。

ウ プrezentationは対面で行い、出席者は本業務に従事する担当者を含む5名以内とする。

エ プrezentationの資料は、参加者が提出した業務提案書(プレゼンテーション資料データを含む)のみとし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに使用するパソコン(HDMI接続可能な機種)は持参すること(HDMI接続ケーブル、プロジェクター、スクリーン又はモニターは、市で用意する)。

オ プrezentationの持ち時間は20分とし、その後に、委員から質疑応答を10分程度行う予定である。

カ プrezentationの資料やスライド中、質疑応答において、提出者を特定することができる内容の記述(会社名やロゴマーク、公式サイトのドメインなど)や応答を行わないこと。

(4) 入札辞退届の受付

入札参加を辞退する場合は、次のアに記載している期限までに、入札辞退届【様式9】を(参考) 封筒記載例のとおりに記載した封筒に入れ、事務局に提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月11日(火) 17時まで

(受付時間：9時～17時 閉庁日を除く)

イ 提出先

「3募集要領(4)イ事務局」宛てに郵送又は持参すること
(郵送の場合は書留郵便に限る。)

8 落札者の決定・契約

(1) 落札者の決定

業務提案評価点及び価格評価点の合計点が最も高い参加者を落札者として決定する。

ア 評価点が同点となった場合

業務提案評価点及び価格評価点の合計点が同点となった場合は、次の順序により上位の者を落札者とする。

(ア) 業務提案評価点が高い者

(イ) (ア) の評価によっても同点の場合は、委員会での協議により決定するものとする。

イ 以下のいずれかに該当する場合は、落札者として選定しないものとする。

(ア) 業務提案評価点が150点未満の場合

(イ) 業務提案評価において、委員の過半数が、2つ以上の同じ評価事項について「1（非常に劣っている）」と評価した場合

ウ 入札参加者が1社のみだった場合

入札参加資格の条件を満たしており、業務提案評価点が150点以上であれば落札とする。

(2) 入札結果の通知

入札参加者に対しては、入札結果を書面にて令和7年11月20日（木）に郵送で通知する。

なお、入札結果の概要是、市ホームページで公表するものとするが、結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

(3) 次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 提出書類等が本入札説明書に適合しない場合

イ 提出書類等に虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

ウ その他、本入札説明書に違反すると認められた場合

エ 委員会委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

カ 入札書の金額が、2業務概要（4）委託限度額を超過した場合

キ 正当な理由がなくプレゼンテーション等に出席しない場合

ク 本委託契約締結時までに誓約書の記載事項に反した場合

(4) 低入札価格調査

ア 入札金額が、市が別に定める低入札価格調査の調査基準価格に満たない金額の場合、当該応募者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

イ 入札金額が、調査基準価格に満たない金額の場合、当該応募者は事後の事情聴取等低入札価格調査に協力すること。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要する。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

落札者決定後、速やかに契約書を作成する。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、本市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。

10 再商品化計画作成の支援

本業務委託に基づく中間処理及び再商品化を実施するにあたり、本市と落札者が連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受ける必要があるため、契約締結後速やかに計画作成の支援を行うものとする。

(1) 支援内容

- ・再商品化計画提出にあたり必要な情報の提供・資料作成や打合せへの参加
- ・関係機関との打合せへの同行
- ・その他計画策定にあたり必要とされる業務

(2) 国への最終提出期限

令和8年6月30日（火）